

肥料・土壌改良資材・培土の販売業者の皆様へ

販売先の農家が生産する農産物が食品衛生法上の暫定規制値を超えないよう、以下に気をつけて下さい。

- 暫定許容値を下回る肥料・土壌改良資材・培土（以下肥料等と総称します。）を販売しましょう。
- 肥料等を購入、販売する際は、その肥料等の製造、輸送、保管時の状況を購入元に必ず確認しましょう。
- 由来や管理状況が明らかな肥料等を取り扱きましょう。

肥料・土壌改良資材・培土（以下肥料等と総称します。）の販売業者は、以下の事項を確実に遵守しましょう。

- 1 肥料等を購入、販売する場合は、その肥料等の放射性セシウムの測定結果や使われた原料の産地等や製造方法を尋ね、暫定許容値を下回る肥料等であることを、購入元に必ず確認しましょう。
- 2 製造時に暫定許容値以下であることが確認された肥料等や原発事故以前に生産された肥料等であっても、輸送、保管の状況により暫定許容値を超えることが無かったことを購入元に確認しましょう。

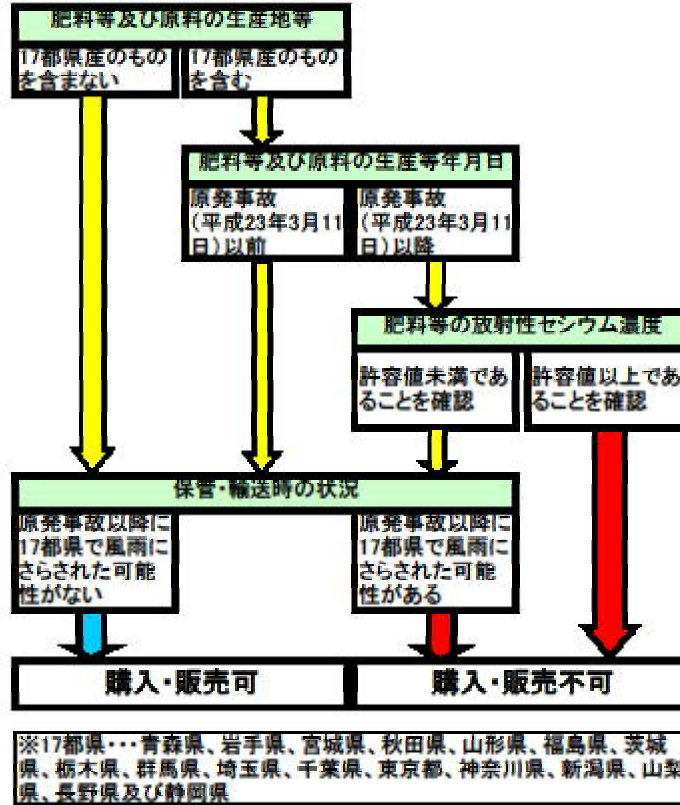
※ 肥料のうち、雑草・枯れ草堆肥等及び牛ふん堆肥及びバーク堆肥についての購入・販売が可能な肥料かどうかの具体的な判断については当面、別紙の判断基準のとおりとしてください。
また、土壌改良資材・培土についての購入・販売が可能な肥料かどうかの具体的な判断については当面、別紙の判断基準のうち、雑草堆肥・稲わら堆肥等及びバーク堆肥の判断基準のとおりとってください。

- 3 購入・販売する肥料等に関する上記の情報を顧客へ情報提供しましょう。

＜肥料・土壌改良資材・培土の放射性セシウムの暫定許容値＞
400ベクレル/kg（製品重量）

このことに関するお問い合わせは
農林水産部農業経営課 管理・肥料農薬取締グループ
TEL 052-954-6409（ダイヤルイン）

肥料等の購入・販売にあたっての判断基準
 (雑草堆肥、稻わら堆肥等及びパーク堆肥)



肥料等の購入・販売にあたっての判断基準

(牛ふん堆肥)

